

令和6年度学校給食関係職員検便業務委託契約書
(赤痢菌・サルモネラ菌・腸管出血性大腸菌0-157) (案)

那覇市(以下「甲」という。)と、(以下「乙」という。)とは、学校給食関係職員の検便業務について、次のとおり委託契約を締結する。

(委託)

第1条 甲は、那覇市教育委員会の学校関係職員の検便業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

(1) 検査は原則として月2回行う。

(2) 検査のための検体は、乙が甲の指定する場所で回収するものとする。

(3) 検査は、赤痢菌・サルモネラ菌・腸管出血性大腸菌(0-157)について行うものとする。

(委託期間)

第2条 この契約による委託期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(委託料)

第3条 委託料は1検体あたり 円とし、消費税及び地方消費税は外税とする。

2 検査終了後乙は、甲に対し速やかに検査報告書と委託料請求書を提出しなければならない。

3 甲は前項の検査報告書及び委託料請求書が正当であると認めたときは、委託料請求書を受理した日から起算して30日以内に、乙に対し委託料を支払うものとする。

(契約保証金)

第4条 那覇市契約規則第30条第1項第9号に基づき、甲は乙が納付すべき契約保証金を免除する。

(委託業務の処理方法)

第5条 乙は、別紙委託業務の処理に関する仕様書により、委託の本旨に従い善良な管理者の注意をもって委託業務を処理するものとする。

(調査等)

第6条 甲は、乙の委託業務の処理状況について、随意に調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務や処理に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、委託業務の処理を自ら行うものとし、他の者にその処理を再委託することができないものとする。

(解除等)

第8条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしにこの契約を解除することができるものとする。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙の委託業務の処理が不相当と甲が認めたとき。

(3) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

(4) 乙が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(法

第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係者に該当すると判明したときは、この契約を解除する。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲にその損失の補償を請求することができない。

(損害補償)

第9条 乙の従事者が委託業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙はその損害を賠償する責めを負うものとする。第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の費用)

第10条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第11条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義の決定等)

第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

甲 那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市
那覇市長 知念 覚

乙